

# 広報



# かつら

第7号 昭和46年2月1日発行

## 町民のうごき

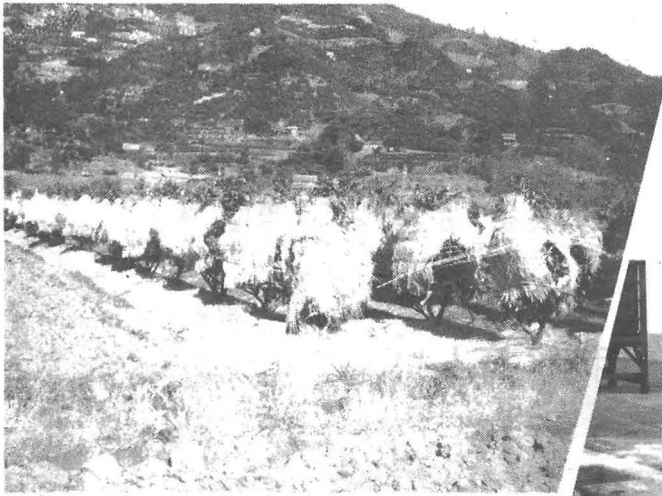
世帯数	1,930	男 4,272 女 4,363	
人口	8,635		
出生	3	4	7
死亡	5	2	7
転入	15	7	22
転出	8	5	13

発行所 勝浦町

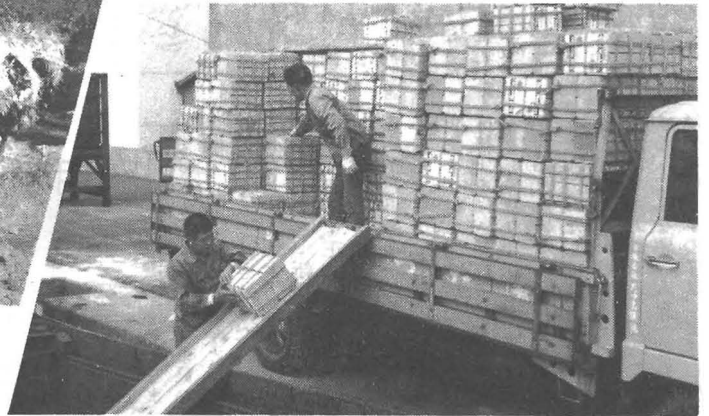
発行者 勝浦町長 中田 森 蔵

編集者 住民課広報係

印刷所 森本印刷



秋の収穫を終えた町内のみかん園、今は寒い冬ごもりに入っている。しかし春の訪れも間近、やがて防寒も取除かれ新緑の季節を迎えるのである。



## 経営の合理化と 考える農業に

食糧管理制度の改革や、貿易の自由化のうごきなど日本の農業は、大きく変ろうとしている。とくに勝浦町のような山岳地帯のこれからの農業を考えるとき、これは容易なことではないという感じを強くするものである。かといって、みかんをぬきにして勝浦町将来の発展は考えられない。このように農業をとりまく内外諸状況は、一段ときびしさを増してきた感があるのである。これらきびしい生産構成に対処するため、高度な生産技術の修得はもとより、生産コストの引下げなど経営の合理化をはかり、「考える農業」にと積極的に取り組まねばならぬ必要があるのではないだろうか。一般に斜陽化されつつあると言われる「みかん」産業を再び生産性のある近代的な果樹園にするため生産者各位の一層のご努力を期待するものである。



選挙啓発シリーズ



棄権防止と明るい選挙

勝中一年B組 谷口雅彦

議員や知事、市町村長の選挙が行なわれるときに、町かどや掲示板に「正しい選挙」「清き一票」などと書いたポスターを見ることがあります。これは自分たちの考えを政治にあらわしてくる人や、みんなの代表として、ふさわしい公平な人を選ぼうということ。また国民の一人一人が棄権しないように呼びかけているのです。これは六年生の社会の教科書にもかかれています。このように明るく正しい選挙には、まず才一に二十才以上で選挙権のある国民一人一人が棄権しないということです。自分に選挙権が与えられているのに投票しないということは、国民として恥かしくはないのかなと思えます。

たない人がやる方法だと僕は思います。買収しないと当選できないのなら、もう一度でなおして、当選できるだけの力をつけたらよいと思います。買収してまで、当選するなんて立候補して恥だと思えます。たとえ、一人が買収しても、その他の立候補者が迷惑だと思えます。そして買収して当選すると自分でもあと味が悪いだろう。国民だつて迷惑する。だから、買収などは絶対やめてほしいと僕は叫びたい。



もう一つは候補者が多くさん政策を掲げて演説している。当選すると、そのことを実行しない候補者がいます。有権者に約束したことは絶対守ってほしいと思えます。国民をだますことになり最後にみんなの代表としてふさわしい公平な人を選ぶべきだと思えます。なぜかという選ばれた議員や知事、市町村長は国民にかわって国民のための政治をするのです。政治がよく行われているか、いいないかは議員や、知事、市町村長などの

責任ですが、もとをただせば選挙した国民の責任でもあります。だから投票するときはよく考えてみんなの代表にふさわしい人を選ぶべきだと思えます。そして有権者も絶対に買収されない強い意志をもって公平な人を選ぶことです。そうすることによって、候補者もめざめ、やがて明るい清い選挙ができるものと思えます。

明るく正しい選挙

生小五年 大井美恵子

わたしたちは選挙権がありません。しかし学校で学級委員の選挙しているの、選挙とはだいたいそれを大きくしたようなものだと思います。選挙の投票日が近づくと「新聞」や「テレビ」で明るく正しい選挙ということばをよく聞きます。ほんとうに正しい選挙が行われているのでしょうか。選挙が終了するのとあとには、必ず選挙違反が新聞紙上にぎわしているのを見たり、やはり今回も汚れた選挙が行われたのだと悲しくなりました。わたしはどうして、不正な選挙が行われているのかと不思議でなりません。買収などはやくなくすのには、どうした

らよいでしょう。その人の気持をかえることも大変むづかしいことです。わたしたちにそれがなかせたらどんなにうれしいことかといつも思えます。一人一人の一票が、わたしたちの生活にひびいてくることを考えると不正な選挙はできないはずですよ。おとなのみならず、みなさん方の清き一票が、国のため、町のために、またみじかく考えるとわたしたち、子供の幸せにつながるのですから、人にまよわされることなく、自分の本当の考えで正しい選挙をしてください。そうなる日をわたしたちは、待っているのです。ぜひに人にまよわされてはいけません。もしそんなことをしようと思つたら、頭の中にしまっておいた明るく正しい選挙ということばを思い出してください。わたしも大きくなって選挙権ができたから、清き一票を明るい社会づくりのために投じたいと思えます。



この作品は、明るく正しい選挙啓発を目的として町内小、中学生を対象に募集した入選作文です。  
勝浦町明るく正しい選挙推進協議会  
勝浦町選挙管理委員会

明るく正しい選挙を

推進しよう

一票に願ひこめて町づくり  
きれいな一票きれいな郷土  
一票で築く郷土の未来像  
新時代ひらく力だこの一票

勝浦町明るく正しい選挙推進協議会  
勝浦町選挙管理委員会

祝ご結婚

- 星谷野上 忠一  
羽ノ浦長 賀 菊夫  
沼江大久保 菊夫  
小松島市阿部 てるみ  
中角麻植 伸次郎  
上勝町東部 日出子  
沼江福本 治  
上勝町久保 京子

お誕生おめでとう

- 沼江山村英男 長男 裕一  
三溪阿部勝美 長女 みゆき  
久国増田依二 長女 敬子  
沼江駒津輝幸 二男 普司  
三溪阿部 恵 長男 浩之  
沼江正瑞密雄 二男 誠

おくやみ申します

- 三溪小山 博治  
久野清原 有年  
久野清水 有年  
福平松田 寅吉  
沼江福徳 イワノ

住民サービスの窓

産業

課

役場の仕事紹介  
その(2)

自治体のしごとをより深くご認識ねがう意味において、前号は住民課の担当業務を紹介しましたが、今月は産業課へご案内しましょう。

産業課は、町内の産業振興計画を樹て町民みなさんがより多くの所得を得て、豊かな生活ができるよう町産業の発展に努力しています。担当の仕事はつきごととおりです。

(一) 農業関係  
農道をつけたり開墾や農地の整備事業から農業経営、主要食糧の管理、栽培指導まで農業振興全般についての業務や農業委員会全般のしごとをしています。

(二) 林業関係  
造林や狩猟その他林道以外の全般のしごと。

(三) 畜産関係  
各種家畜の飼育関係の指導援助。

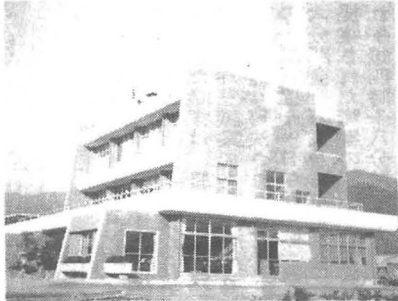
(四) 漁業関係  
内水面漁業、養殖漁業関係のしごと。

(五) 商工関係  
商工業の振興、工場誘致等のしごと。

(六) 観光関係  
以上産業課のしごとの概要を

観光施設の整備、観光振興事業など。

(七) 鉱業関係……庶務その他このほか農協、農業共済組合、果樹研究会、農業後継者クラブ畜産組合、森林組合、商工会観光協会、猟友会などの関係団体のお世話や援助をしています。



課員はつきごととおりです。

- 課長 久米義夫
- 主幹(農委) 野口一美
- 課長補佐 橋本崇巨
- 係長 林 治男
- 技術係長 長町豊秋
- 技師 西野仁美
- 書記 稲岡恵次
- 〃(農委) 滝本明子
- 〃 坂井芳久

以上産業課のしごとの概要を

紹介しましたが、産業課では現在次のような計画のもとに事業を推進していますので住民みなさんのご協力をお願い致します。

(一) 勝浦地区畑地総合整備事業  
勝浦町内の畑地を対象に冠水施設、農道整備を県営事業として行うもので未設置の町内みかん園は全園参加を呼びかけています。

(二) 坂本地区農地保全事業  
坂本地区のみかん園に農道を整備し排水施設を完備する県営事業です。地区内全農家のご協力をお願いします。

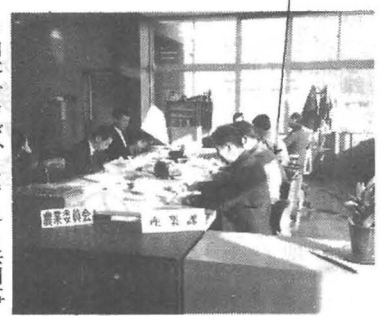
(三) 沼江中角地区農地開発事業  
沼江より中角に至る山林に道路を設置し開墾できる処は開発し農業振興と観光開発をはかるものです。

以上が現在すすめている事業

勝浦町産業文化祭  
盛大に開催

勝浦町、勝浦園芸高校主催の産業文化祭は、去る一月十四、十五両日にわたり勝浦園芸高校で盛大に開催、農産物、畜産物の展示のほか映画会、書画、写真、農機具、畜産品評会なども行われ約五百人の町民で賑わった。農産物出品の中で次の方が入賞した。

- 一、優秀賞 掛谷 青悦 豊 外十名
- 一、優良賞 中山 吉田森男 外十四名
- 一、佳良賞 徳島市渋野町 山本愛二 外二十五名
- (雑柑の部)
- 一、優秀賞 徳島市渋野町 山本愛二 外一名
- 一、優良賞 坂本 北山利男 外三名



一、佳良賞 星谷 福野 要 外五名  
産業課  
郵便局だより  
誤配達を  
受けたかたに  
お願い

郵政局では、誤配達防止にじゅうぶん注意していますが多数の郵便物の中には、あて名の記載が正確でないものがあつたり、あて先の表札が不鮮明であったり、あるいは配達員の不注意によって正当な受取人でないところに配達される場合があり、誤配を受けたかたは、ご迷惑でもなるべく早く、誤配である旨を表示した付せんをつけてポストに投かんするとか、あるいは、お近くの郵便局の窓口にお出し願います。また、誤つてこの郵便物を開いてしまったときは、これを補習し、かつその旨をご自分の住所氏名を表示してください。

### 冬期安全

#### 運転について

昨年の冬期事故の多くは、路上の凍結が原因で起きています。本町も凍結箇所が多く非常に危険です。又山間部なので転落事故を起こすと、死亡事故につながる危険性が大きいですので、車を運転される方は、十分に気を付けて運転してください。

参考として凍結路上の運転方法。

- スノータイヤかタイヤチェーンをつける。
  - 速度を減速し、ゆっくり走行する。
  - ブレーキをあまり使わない。
  - 道路の中央よりを走行する
- なお凍結防止済を坂本駐在所並びに生比奈駐在所に保管してありますので活用して下さい。

建設課



凍結のきびしい勝浦町役場前より園芸高校を望む全景

### 町議会だより

## 十二月定例会

十二月定例会は、十二月十一日開会、十二月二十六日閉会した。本定例会に町長から提案された議案は、勝浦町道の路線認定外三議案であり、いずれも原案通り可決された。

◆十二月二十一日午後三時二十七分閉会、町長から本定例会に提案された議案の説明が行なわれ午後四時十八分散会した。

◆十二月二十二日、二十三日の二日間は、議案の調査などのため休会

◆十二月二十四日は、午前中協議会及び相生町議会議員一行視察団と交換会を行ない、午後四時五十六分閉会し、議会運営について審議を行ない、午後七時二十一分散会

◆十二月二十五日午前十時〇八分開会、追加提案された昭和四十五年度一般会計補正予算の説明があり、町政に対する一般質問が行なわれた

質問者と質問事項は次のとおりであった

- 佐藤議員
    - 一、町金庫に勝浦町農協を指定することについて
  - 味岡議員
    - 一、老人に対する医療費の全額負担について
    - 二、じんあい処理について
    - 三、町金庫の指定について
  - 大井議員
    - 一、畑地帯総合開発灌漑水施設の負担金について
    - 二、町営上水道の水源確保について
  - 岡議員
    - 一、内職の幹施について
    - 二、一級町道三溪立川―福川線について
    - 三、勝浦発電所の建設に伴う逆調整ダム建設計画の一部変更について
    - 四、勝浦病院の経営について
  - 若木議員
    - 一、義務教育施設整備の基本的構想について
    - 二、教育住宅の建設と教育環境の整備について
  - 栗城議員
    - 一、勝浦川総合開発について
  - 吉岡議員
    - 一、公害対策について
    - 二、青少年の不良化防止と防犯思想の普及について
  - 中西議員
    - 一、病院経営について
    - 二、昭和四十六年度予算編成の基本方針について
- 以上の一般質問に対し、町長並びに関係職員からそれぞれ答弁があり午後五時四十七分散会
- ◆十二月二十六日午前中議事運営について協議し、午後一時十

二分閉会、議案審議に入り議案才一号勝浦町道路の路線認定について富重中線、掛谷通園、神谷支線、久保ノ内線、上平支線、前川支線をそれぞれ認定した。議案才二号勝浦町公民館条例の一部を改正する条例について原案どおり可決され、住民福祉センターの竣工により、横瀬、生比奈西公民館が廃止されることになった。議案才三号徳島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及びこれに伴う当該組合の規約の変更について原案どおり可決、議案才四号医療保険制度の改革に関する決議案(九月定例会において厚生常任委員会に審査付託)について、厚生常任委員会味岡委員長から原案を可決すべきものと委員会で議決した旨報告があり、これを報告どおり議決、議案才五号昭和四十五年度勝浦町一般会計補正予算(才九号)(歳入歳出予算に一一、八四四千元を追加して予算総額を三五〇、九九〇千元とすること)

追加の内訳(主なもの)  
(歳入)  
県単農道改退費分担金一、三六六千円、県単林道開設費地元分担金五四〇千円、中角堰災害復旧費国庫負担金一、九六〇千円、産業費県補助金一、三三二千円、寄附金五五六千円、社会体育館建設用地買収の町債三、八〇〇千円、災害復旧事業町債一、七〇〇千円

(歳出)  
議会費六二〇千円、総務管理費八二七千円、社会体育館建設用地買収費三、九〇〇千円、県単農道工事費一、八一八千円、畑地総合開発調査費負担金一、二〇〇千円、鶴林寺車道改良舗装工事費六〇〇千円、県単林道開設工事費九七〇千円、町道改良事業費三三〇千円、生名谷川改修事業促進費二三八千円、農業施設災害復旧費三、〇七六千円。を原案通り可決し、陳情三件の処理をして午後三時三十分閉会した。

### 税務の窓

## 町税のはなし

### ―第二話―



### 固定資産税

固定資産税は、昭和二十五年の税制改正によって設けられた税であるが、その前身は地租、家屋税等、であって固定資産に対する課税は長い歴史を有して

おり、応益負担の原則に立脚し土地、家屋、償却資産の資産価値に着目して課税される一種の財産課税で、その税収入額は市町村税収入額の約四割を占め、住

民税とともに市町村税の二本の柱をなしています。

そこで固定資産とは、土地、家屋及び償却資産の総称であり、土地は、田、畑、山林、宅地、池沼、原野その他の土地をい、その地目により評価方法や固定資産税の調整措置が異なつてきますが、地目は土地登記簿の登記内容にしたがい現況と異なるときは現況により認定つまり現況課税とし、それぞれの地目に対する立木等の定着物を含みません。

家屋は、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物をさし建築中の家屋でも、賦課期日現在(その年の一月一日)で、柱をたて屋根をふき外壁の主体を塗り終わり、独立して雨風をしのぎ得る状態に達しておれば、課税客体となります。

償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいう。ただし、自動車等は、道路の運行に着目して自動車税が課税されるので該当しません。

それぞれの免税点は次のとおりで、各税目の全体の合計がそれ以下の場合は課税の対象になりません。

- 土地 八万円以下
  - 家屋 五万円以下
  - 償却資産 三〇万円以下
- (耐用年数一年未満のもの、取得価額三万円未満のもの)

ものは、償却資産にはいらない。

評価の方法は、固定資産評価基準に示されていますが、土地及び家屋については、各筆、各家屋ごとに評点数を付設し、その評点数を評点一点当りの価額に乗じて価額を求める。償却資産については、その取得価額を基準とし、その資産の耐用年数と取得後の経過年数に応ずる減価率を考慮して求める方法によります。

家を建てますとよく、お金がなく公庫の資金を借りて建てたので、そのぶんだけ安くなるのではないか、などの話しをされませんが、固定資産税や不動産取得税に対しては、これは関係なしに課税されます。

いま仮りに五〇〇万円の鉄筋の住宅を新築したとしますとおよそ次のような税金がかかります。(概算)

評価額	三、五〇万円
課税標準額	三、四六五万円
課税標準額	三、四六五万円
登記簿記載税	三、三、五〇〇円
不動産取得税	七〇、五〇〇円
合計	一、一三、一五〇円

家屋で居住の用に供するもの、延床面積百平方メートル(約三〇坪)は三年間に限り、税額が二分の一、それ以後は元の税額になります。

額になります。

ここで価額とは、適正な時価をいい、適正な時価とは、固定資産を使用収益するために取得するとして、その取得の際に付されるべき売買価格をいいます。なお、固定資産税は固定資産を所有し使用収益するところに見いだされるものであって、現実にかかるとは関係なく、現実にその価額が何人によって享受されているかを問わず、その所有者に全価額をかけた課税します。借地権、借家権のある土地、家屋についても、それがなくとも所有者にすべて課税されます。又納税者の保護を図るために、毎年価額を登記した台帳を、一定期間(三月一日から三月二〇日までの間)関係者の縦覧に供されてその内容を確定し、課税事務の円滑な執行を図ります。

勝浦町における昭和四十五年度の土地の評価額は、基準地(最高地)で、次表のとおりです。

地目	単位	昭和45年度			昭和39年度			昭和38年度			上昇割合	
		A	B	C	A	B	C	A/B	B/C			
田	反当	96,000	88,000	73,000	1.09	1.21	二毛畑					
畑	"	39,000	39,000	21,000	1.0	1.86	樹園地					
山林	"	14,000	11,000	3,150	1.27	3.49	杉山					
宅地	坪当	9,000	2,800	1,085	3.21	2.58	商店街					

次にこの評価をするに当たって自治省から指し示平均価額というのが示されています。昭和四十五年度の次表のようになります。

自治省の指示平均価額 (円)

田	58,786
畑	27,089
山林	7,027
宅地	1,052
家屋	4,136
木造	
非木造	25,062

ところで、これらの固定資産に対する時価は毎年上昇していますから、それに対応して評価額、固定資産税も高くなってゆくの現状ですが、こうした価格の決定事務を毎年度繰り返して行うことは、事務的にも困難です。そこで、基準年度による評価替えが行なわれるわけです。基準年度は三年目ごとに(たとえば、三九、四二、四五年というように)その年度における賦課期日現在の価格を決定して固定資産台帳に登録され、三年間の課税標準とすることとしますが、基準年度(第一年度)においていっぺんに上げたものでは、税の負担がかりすぎますので、上昇率に応じて課税標準額に負担調整率を乗じて三年間で修正することになっておりこれを、税の負担調整といっています。

上昇率	負担調整率
三倍未満	一、一倍
三倍以上八倍未満	一、二倍
八倍以上二十五倍未満	一、三倍
二十五倍以上	一、四倍

これを山林の例で説明しますと次表のようになります。

年度	評価額(円)	負担調整率	課税標準額	税額(円)	
評価替前(第1年度)	44	90,000	10,000	140	
評価替(第1年度)	45	180,000	2.0	11,000	150
(第2年度)	46	-	1.1	12,000	160
(第3年度)	47	-	1.1	13,000	180

課税標準額...税率をあてはめてゆくと納めるべき税額となるもの基礎となるもの。

ただし、家屋は上昇率による修正をせず三年間据え置きます。こうした評価替えは山林、宅地、家屋だけで農地(田、畑)については国の保護政策により、特別の事情以外評価替えは行なわれていません。以上のことから現在課税されている固定資産税は高いようでも適正な時価からくらべますと、いくぶん安く評価され課税されているのが現状です。

固定資産税課税状況

年度	41	42	43	44	45
土地	5,734	5,929	5,936	5,684	6,491
家屋	3,584	4,005	4,789	5,875	10,042
償却資産	14	17	528	1,662	2,079
計	9,332	9,951	11,253	13,221	18,612

次回は国民健康保険税についてお知らせします。

# わたたくしたちの 国民年金シリーズ

## 第4号

国民年金制度をより深くご理解ねがう意味において昨年十月より年金シリーズと題して掲載してまいりましたが、このシリーズも、今回をもって、福祉年金を最後に終わらせていただくことになりました。ご愛読いただいた住民各位に紙上より、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり本年より愈々待望の老令年金(十年年金と呼ばれている)の給付が始まります。そのほか傷害、母子年金等すべて国民年金は私たちの日常生活に切りはなせないものとなつてまいりました。

今回掲載します福祉年金についてはあまり私には該当ないと思われるかも知れません。とても面白い話です。これからこの福祉年金についてお話をすずめてまいります。



国民年金は拠出制の国民年金と無拠出制(掛金なし)の国民年金があります。この無拠出制の国民年金が福祉年金です。

### 福祉年金のなりたち

国の行政には物事を始める時期に区切りがありますので、国民年金の生れた昭和三十四年に

七十才をこえていた人、また拠出制の届出が始まった、昭和三十六年に五十才以上だった人は保険料をかけ続ける余命が乏しいために国民年金の被保険者になれませんでした。そこでこれらのご老人には七十才から存命中老令福祉年金という無拠出年金を、いわゆる保険料を掛けることなく、全額国の負担によって年金が支給されることになっています。



しかしこの福祉年金は、なにごと国民の税金を財源としているので、あまり豊かな方がたには支給されないことになっています。恩給や年金を受けているときや本人などにある程度の所得があるときは福祉年金を遠慮してもらおうということでのいろいろな制限があります。

### 福祉年金を受ける権利のある人

福祉年金は、四種類からなっており次の要件に該当する人に年金が支給されます。

- ① 現在七十才をこえている人
- ② これから七十才になる人のでつぎの人

ア 明治四十四年四月一日までに生れた人  
イ 大正五年四月一日までに生れた人で国民年金に加入し、年令に應じて四年から七年の保険料納付または免除の期間がある人  
年金額 二万四千元



- (一) 障害福祉年金  
自分が日常生活の用をすることができない程度に重度障害状態にある二十才以上の人でつぎの人  
① 二十才前に初診日(病気やケガによって初めて医師にかかった日)のある人  
② 昭和三十六年四月一日前に初診日のある人  
③ 昭和三十六年四月一日以後に初診日のある人で、つぎの人  
ア 明治四十四年四月一日以前に生れた人  
イ 明治四十四年四月二日以後に生れた人で、病気やケガになる前に国民年金に加入し、拠出年金を受ける資格まではないが、保険料を滞納していない人。年金額三万七千二百円

(二) 母子福祉年金  
(月額三千円)



二十才以後に夫(内縁でもさしつかえありません)と死別した妻で中学校卒業前の子が、二十才

未達の重度の障害のある子を養っている状態のあるつぎの人  
① 昭和三十六年四月一日前に夫と死別した人  
② 昭和三十六年四月一日以後夫と死別した人でつぎの人  
ア 明治四十四年四月一日以前に生れた人  
イ 明治四十四年四月二日以後に生れた人で、夫と死別する前に国民年金に加入し拠出年金を受ける資格まではないが、保険料を滞納していない人  
年金額三万一千二百円(月額二千六百円) 子供が二人以上いるときは、二人目から一人につき四千八百円(月額四百円)が加算されます。

(三) 四準母子福祉年金  
二十才以後に夫、男子たる子(息子) 父または祖父と死別した祖母または姉で引続き中学校卒業前か、二十才未満の重度の障害のある孫または弟妹を養っている状態にあるつぎの人

① 昭和三十六年四月一日前に、夫男子たる子(息子) 父または祖父と死別した人  
② 昭和三十六年四月一日以後に夫男子たる子(息子) 父または祖父と死別した人でつぎの人  
ア 明治四十四年四月一日以前に生れた人  
イ 明治四十四年四月二日以後に生れた人で、死別する前に国民年金に加入し拠出年金を受ける資格はないが、保険料を滞納していない人  
年金額三万一千二百円(月額二千六百円) 子供二人以上いるときは二人目から一人につき四千八百円(月額四百円)が加算されます。

これで福祉年金の説明を終らせていただきます。わからないことなどがありますればご遠慮なくお申出ください。  
住民課福祉年金係

お宅やご近所のお年寄りや身体障害者、母子世帯の人で、まだ、福祉年金の請求をしていない人がありましたら、町役場へ請求手続きをするようにお伝えください。



年金でみんな幸せよい社会。

昭和46年2月

献立予定表

勝浦町学校給食センター

日曜	パン	牛乳	おかず	日曜	パン	牛乳	おかず
1月	食パン ジャム	牛乳	はんぺん黄金揚 フルーツサラダ	15月	食パン チョコマーガリン	牛乳	スパゲティミートソ ース和え みかん
2火	食パン マーガリン	添加 牛乳	煮込みうどん バナナ	16火	食パン マーガリン	〃	お汁粉 拌三糸
3水	食パン チョコマーガリン	〃	魚フライ, キャベツ付合 フライビーンズ, リンゴ	17水	食パン ジャム	〃	ハムエッグ 野菜サラダ
4木	食パン ジャム	〃	カレーシチュー なら和え	18木	食パン チョコマーガリン	〃	魚の立田揚 白菜の和え物
5金	コッペパン マーガリン	〃	わんたんスープ 大学いも	19金	コッペパン ジャム	添加 牛乳	マカロニの牛乳煮 竹輪含煮
8月	食パン チョコマーガリン	牛乳	ウィンナー, 芋フライ リンゴ キャベツ付合	22月	食パン チョコマーガリン	牛乳	コロッケ キャベツ 付合 うどんのぬた
9火	クリーム パン	〃	ハムサラダ	23火	食パン マーガリン	〃	かきたま汁 豚豆煮
10水	食パン マーガリン	〃	味噌おでん リンゴ	24水	コッペサンド 牛乳		
11木	● 建国記念日			25木	食パン チョコマーガリン	牛乳	焼そば アリン
12金	ぶどう入 パン	牛乳	豚汁 揚シューマイ	26金	食パン ジャム	〃	メルフライ 芋フライ ゆでキャベツ リンゴ



—お料理メモ—

味噌おでん

材料は好みのもの  
 { こんにゃく, 竹輪, つみれ, ゆでたまご }  
 { 棒天, 大根, 里芋, 厚揚げ, 焼豆腐など }  
 薄く味付した出汁の中で弱火で煮込む  
 つけ味噌は { 味噌10白ゴマ1,  
砂糖5 みりん1 } を  
 出汁 味の素 )  
 まぜ合せたものを作りこれをつける

←衛生的な施設が完備されている  
 給食センターで丹精こめの給食づくり

◎好みに応じてねり辛子をつけると  
 一層味が引立ちます。

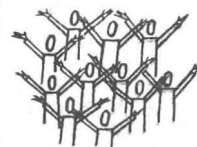
鱈の立田揚

○鱈は三枚におろし、おろし生姜正  
 油の中に数分間つける。  
 ○これにでんぷんをまぶし空揚とする。  
 ◎魚は何でもよく、鯨肉にも応用で  
 きます。簡単にできますので是非  
 一度試食して下さい。

世帯数・人口の推移

区分	40年10月 国勢調査	45年10月 国勢調査	増減	1ヶ年平均 (増減数)	
世帯数	1,910	1,896	△ 14	△ 2.8	
人口	男	4,456	4,081	△ 375	△ 75
	女	4,635	4,242	△ 393	△ 78
計	9,091	8,323	△ 768	△ 153	

先般行われた国勢調査の概数  
 がまとまり、次のとおり人口の  
 減少が目立っています。農村地  
 帯の人口流失は全国的な現象で  
 すが、本町も他の農村地帯におと  
 らず、人口減少の一途を辿って  
 います。



国勢調査

国勢調査の結果から  
 減少する町の人口  
 一年間に平均百五十三人

昭和四十年十月実施国勢調査  
 から過去五ヶ年間に  
 (一)世帯数...十四世帯の減  
 人...七六八八減  
 男...三七五八減  
 女...三九三人減

総務課統計係

# 十五年後の勝浦町を夢みて

勝中三年E組 美馬秀美

## 作文の部：優秀作品

十五年後の勝浦町はこんな町になってほしいと思います。

一つは、産業を発展させることです。勝浦町は、農業にかたよりすぎていると思います。ほかの産業もさかんになってほしい気がします。

商業は、勝浦町が海岸線に沿っていませんし、交通の中心になる地域でもありませんので、さかんにさせることは、むづかしいように思います。

それに比べて工業は、発達しやすいと思います。理由は、小松島港に近いため、原料や材料やでき上った製品などを運んだりするのが、便利だと思うからです。

しかし、現在の道路では、いくら近いといっても、なかなか思



勝浦川堤より久国を望む

うようにさかんにならないと思います。少しずつですが舗装もされてだんだん良くなってきていますが、それでも久国から西岡までの間や、与川内や坂本それに川北などの道路の幅は狭いと思います。現在の道路を広げるか、または新しい道路を造るかして、大きな車がゆうゆうと対交できる道路がなければいけないと思います。良く整備された道路ができたら交通が便利になるので、せんと工業がさかんになるのではないのでしょうか。工業の発達で気をつけてもらいたいことは、建てる工場のことです。どんな工場でも建つたら良いというのではありません。騒音や空気がよごれるなどの公害が出ない工場だけを、建ててほしいと思います。

公害に苦しんでいる人のいたましい写真をときどき見ます。年中せきがとまらない人、この人達はまだ良いほうで、なにもしないのに骨が折れていき、イタイイタイといながら死んでいく人、生まれてからずっと眠り続けている人、腕や足が折れ曲がり考える力もない人、これといった治療法もない公害が起こした病氣、この人達の人生はまっくらです。こんな人が勝浦町からは、一人も出てほしくな

いからです。二つめは、老人ホームなどの福祉施設を、作ってほしいと思います。家族がなくなると一人になり、働くことができなくなった老人が、楽しい老後の生活を安心してすごすことのできる老人ホームを建ててほしいと思います。

いくら産業が発達し、生活が安定してほとんどの住民が幸福になっても、全部の住民が幸福にならないければ、その価値はとつても小さなものになってしまふと思います。

十五年後の勝浦町は、美しい自然をそこなわないうで産業が発達し、福祉施設も整い、そして過疎などもおこらない、魅力のあるすばらしい町になってほしいと思います。

この作品は、さきに勝浦町総合計画策定のための資料として中学校生徒を対象に募集した入選作文です。勝浦町の将来について町の姿はこうあるべきだとい……。若人の声をぜひお読みになつてください。

次回も掲載します。 総務課

越えるかも分りません。苗木の申込は一月三十一日までにお願ひ致します。

お知らせ  
整形外科  
開設について  
来る二月より毎週火曜日正午まで勝浦病院に整形外科医が、徳島大学整形外科教室より派遣され被災患者の診察をいたします。ご利用下さい。

税金還付を  
受けられる方へ  
所得税の確定申告は、一般には二月十六日から始まり、本年も三月十五日が期限となっておりますが、税金の払戻しを受ける場合には申告書を一月一日から提出することができます。

求職あつせんの  
巡回相談室開設  
求職希望者の便宜をはかるためつぎの日程により巡回相談室を開設します。お気軽に御相談ください。

